

東京医科歯科大学病院災害危機管理部規則

令和6年3月27日
規則第31号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）災害危機管理部については、東京医科歯科大学病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害その他その及ぼす被害の程度において、これらに相当する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 災害対策 未然に災害による被害の軽減策を講じるとともに、必要になる資源の備えと管理を行い、災害が発生した場合には病院機能の維持、及び早期復旧、復興に関する活動をいう。

(目的)

第3条 本院災害危機管理部（以下「災害危機管理部」という。）は、病院長の管理の下に、地震等の自然災害及びテロ等の人為災害を含む災害への対策を講じ、災害危機を管理することを目的とする。

(災害対策思想の普及)

第4条 災害危機管理部は、病院職員のうちから各部門等の担当者を定め、職員、関係者に対し研修等を実施することにより、災害に関する知識の普及並びに各部門等の備えの強化を通じて、全職員の意識の醸成に努めるものとする。

(他の法令等との関係)

第5条 本院における防災体制及び災害時の体制等については、法令及び他の規程等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(相互協力体制)

第6条 災害危機管理部は、前2条に定める事項を実施するため必要があると認める場合には、他の部署、機関等と共同でこれを実施することができる。

(業務)

第7条 災害危機管理部は、次の各号に掲げる業務を行う

- (1) 災害における文書（事業継続計画（BCP）及びマニュアル等）に関すること。
- (2) 災害対策における教育に関すること。
- (3) 災害時の対応（本部運営や医療チーム派遣等）に関すること。
- (4) 災害に関係する大学内外の組織、部門との連携及び対策の遂行に関すること。
- (5) 災害対策に関する人的、物的資源の管理に関すること。
- (6) その他災害危機管理上、必要と思われる事項

(職員及び職務)

第8条 災害危機管理部に、次の職員を置く。

- (1) 部長
 - (2) 副部長
 - (3) 教員
 - (4) 医療技術職員
 - (5) その他必要な職員
- 2 部長は、大学院医歯学総合研究科、又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
 - 3 部長は、病院長の命を受け、災害危機管理部の管理運営に当たる。
 - 4 副部長は、大学院医歯学総合研究科、又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
 - 5 副部長は、部長の職務を補佐する。
 - 6 教員は、部長の命を受け、業務を分掌する。
 - 7 その他必要な職員は、部長の命を受け、業務を分掌する。
 - 8 職員のうち医師1名及びその他の職員3名は専任とする。

(選考)

- 第9条 部長及び副部長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。
- 2 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
 - 3 病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
 - 4 部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
 - 6 前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
 - 7 前条第1項に掲げる職員のうち、部長又は副部長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

(会議体の設置)

- 第10条 本院に、被災時災害発生時、患者・職員・関係者の安全確保を確実にし、病院機能を維持し、災害拠点病院としての使命を適切かつ柔軟に果たすため、災害対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会その他の必要な会議に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第11条 この規則の実施に関する事務は、病院事務部総務課が行う。

(雑則)

- 第12条 災害危機管理部の運営等について、必要がある場合には、病院運営会議において審議する。
- 2 この規則に定めるもののほか、災害危機管理部の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第13条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。